

「繰越欠損金の控除上限」の特例 ガイドライン

本税制の利用を検討されている
事業者の皆様へ

コロナ禍の繰越欠損金の控除上限を大幅拡大！

コロナ禍で生じた繰越欠損金の控除上限を、
50%⇒最大100%に拡大

ポストコロナへ向けた経営改革を後押し！

ポストコロナに向けて、赤字でも事業再構築・再編等の
経営改革に果敢に挑む企業を後押し

将来の成長に向けた投資により上限を拡大

将来の成長のために行った投資金額に応じて控除上
限を引き上げ

連結納税制度（グループ通算制度）も対象

単体納税法人だけでなく、連結納税制度（グループ
通算制度）でも利用可能 ※申請主体には注意

効率的な申請手続き

電子申請が可能。DX投資促進税制、CN投資促進
税制との一体申請も可能

※本税制を利用する場合は、法律の施行後1年以内に開始する計画の認定を受ける必要があります。ご注意ください。

目次

<u>「繰越欠損金の控除上限」の特例制度概要</u>	2
<u>第1章 対象・税制メリット</u>		
◆ 対象法人	3
◆ 税制メリット	4,5
◆ 期間の考え方	6~8
◆ 申請主体の考え方	9
<u>第2章 要件</u>		
◆ 事業適応計画共通要件	10,11
◆ 個別要件		
➢ 特例事業年度	...	12~15
➢ 特例対象投資	16
<u>第3章 手続</u>		
◆ 概要	17
◆ スケジュール	18
<u>第4章 FAQ</u>		
◆ 「繰越欠損金の控除上限」の特例に関するFAQ	19~23

-Column- パートナーシップ構築宣言について

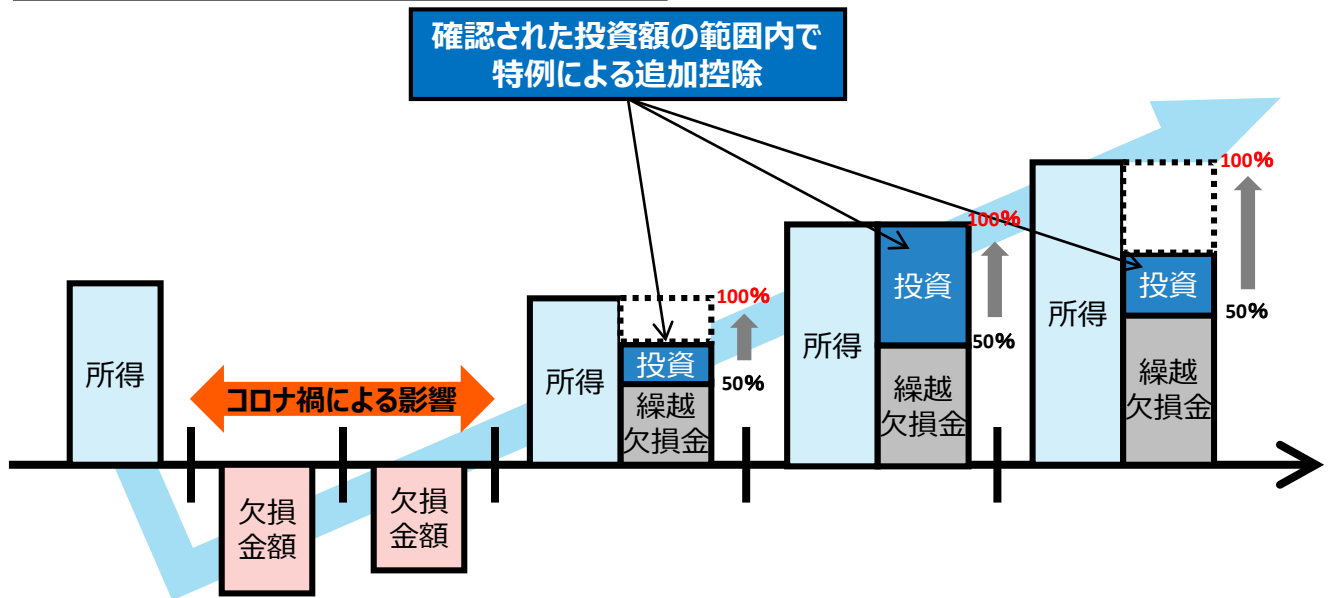
厳しい経済状況を乗り越えるためにも、取引先との共存共栄の関係を構築することが重要であり、本制度を利用する企業には、その趣旨を踏まえた「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表が推奨されます。

(※)「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
: <https://www.biz-partnership.jp/>

「繰越欠損金の控除上限」の特例 制度概要

産業競争力強化法上の事業適応計画の認定を受けた企業について、コロナ禍に生じた欠損金がある場合、最長5事業年度の間、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、事業適応計画に従って行った累積の投資の残額に達するまでの金額）の範囲内で損金算入される制度です。

投資額と控除上限の関係のイメージ



申請・認定に関するフロー

対象法人



対象法人要件
(P.3参照)

事業適応計画の申請・認定

前向き投資
(P.16参照)

各事業年度末に証明書の申請・発行

証明書を確定申告書に添付

事業所管省庁



税務署



第1章 対象・税制メリット 対象法人

本税制の対象法人は、青色申告書を提出する法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により特定の事業年度において青色欠損金額が生じており、事業適応計画に従って成長発展事業適応に資する投資を行う、中小法人等を除く法人です。

【対象法人の要件】

- 青色申告書提出法人又は連結法人であること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、特定の事業年度において青色欠損金額又は連結欠損金額が生じていること
- 成長発展事業適応に資する投資を行うこと
- 暴力団関係法人でないこと
- 中小法人等（以下のいずれかに該当する法人）でないこと
（中小法人等は現行制度で100%控除されるため、本税制の対象外です。）

- ① 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（100%子法人等※を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

※資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等（以下これらを併せて「大法人」という。）による完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係をいう。）がある普通法人、完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人

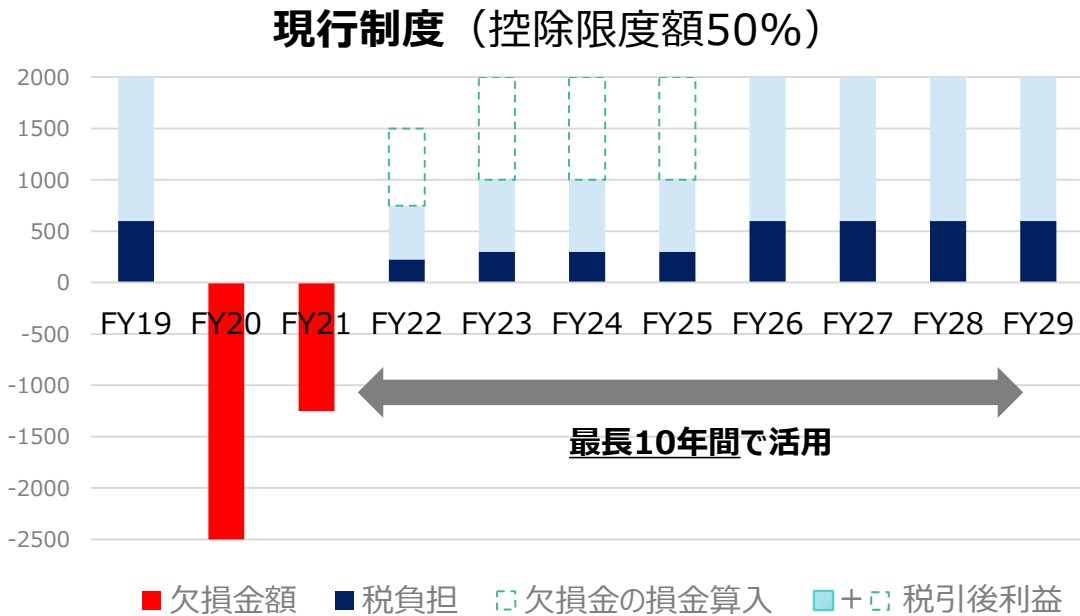
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

第1章 対象・税制メリット

税制メリット (1/2)

本税制活用によるメリットは、基本的には追加控除額分に係る法人税額相当分の一時的なキャッシュフローの改善です。中長期的には納税金額の総額は変わらない可能性がありますのでご注意ください。

現行制度と本税制適用時の比較イメージ



	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26	FY27	FY28	FY29	合計
控除前課税所得	1500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	15500
控除後課税所得 (50%まで)	750	1000	1000	1000	2000	2000	2000	2000	11750
税負担額 (30%)	225	300	300	300	600	600	600	600	3525

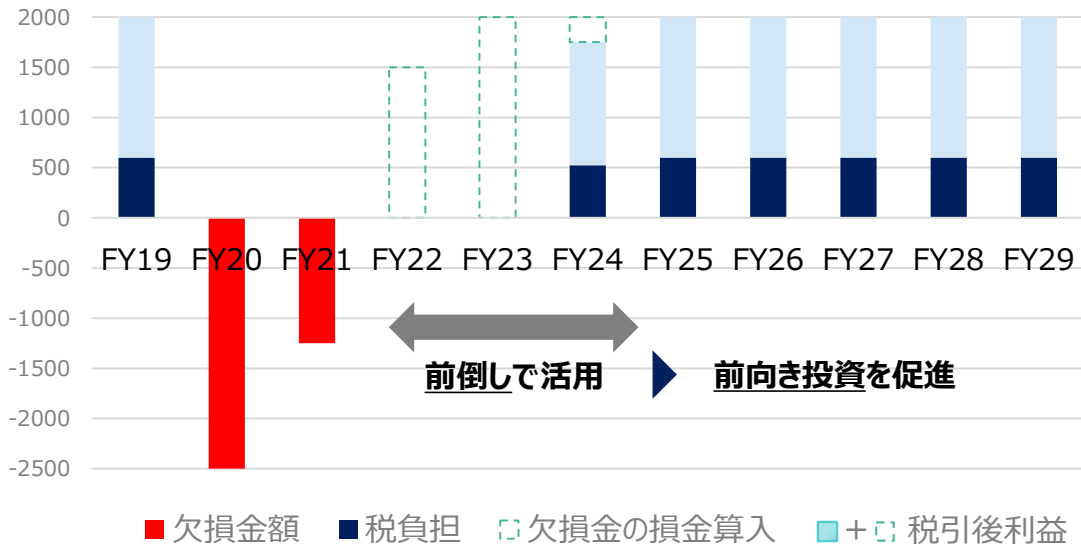
第1章 対象・税制メリット

税制メリット (2/2)

(再掲) 本税制活用によるメリットは、基本的には追加控除額分に係る法人税額相当分の一時的なキャッシュフローの改善です。中長期的には納税金額の総額は変わらない可能性がありますのでご留意ください。

現行制度と本税制適用時の比較イメージ

本税制適用時 (控除限度額最大100%)



	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26	FY27	FY28	FY29	合計
控除前課税所得	1500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	15500
控除後課税所得 (100%まで)	0	0	1750	2000	2000	2000	2000	2000	11750
税負担額 (30%)	0	0	525	600	600	600	600	600	3525
税負担変化額	-225	-300	225	300	0	0	0	0	0

←CF改善→ ←CF悪化→

第1章 対象・税制メリット 期間の考え方（1/3）

本税制における各期間の考え方は下記の通りです。

【計画期間】

- 計画開始日から最長5年間

※本税制を利用する場合は、法施行後1年以内に開始する計画であることが必要です。

【特例事業年度】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け欠損が生じている期間
- 原則、令和2年4月1日から令和3年4月1までの日を含む1又は2事業年度

※例外的に、一定の要件に該当する場合は、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度とその翌事業年度とすることも可能です。

【投資期間】

- 計画開始日（法施行日を含む事業年度は当該事業年度の開始の日から起算も可）から最長5年間

【証明書発行期間】

- 計画期間が属する事業年度の終了日から1ヵ月以内

【税制適用期間（租税特別措置法）】

次のいずれも満たす事業年度

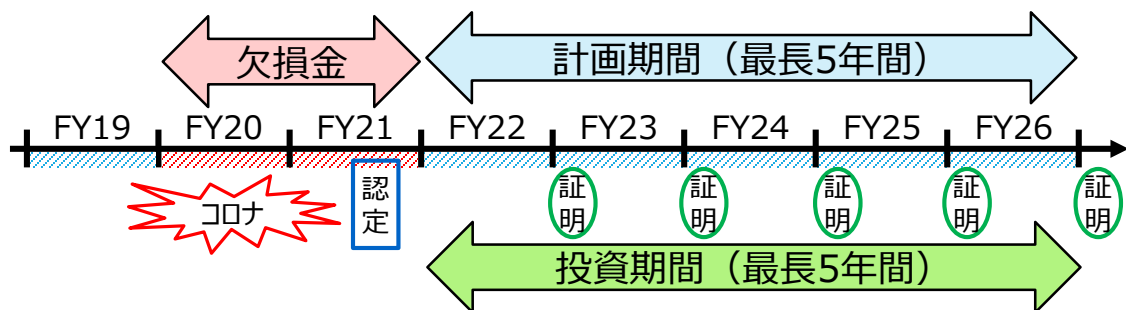
- 事業適応計画の実施時期内の日を含む事業年度
- 特例事業年度の初年度以降、黒字化してから5年以内の事業年度
- 令和8年4月1日以前に開始する事業年度

第1章 対象・税制メリット 期間の考え方 (2/3)

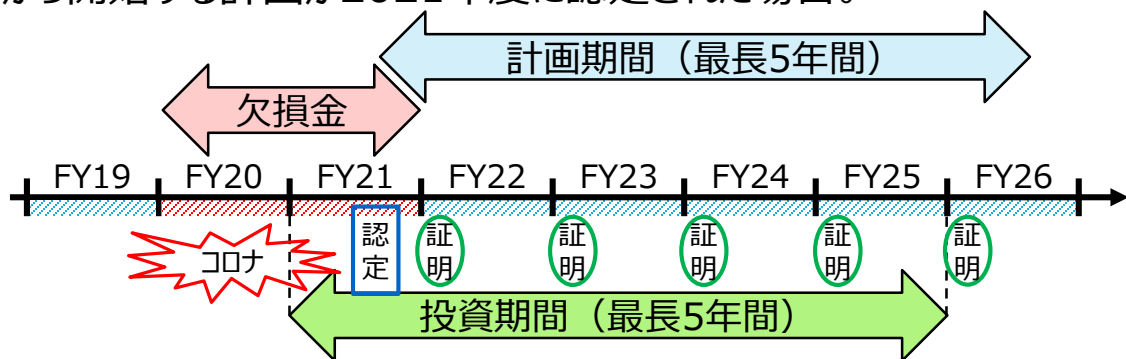
本税制における各期間の考え方について、具体的な典型パターンを例示しておりますのでご確認ください。

※3月決算の企業を想定した例となります。

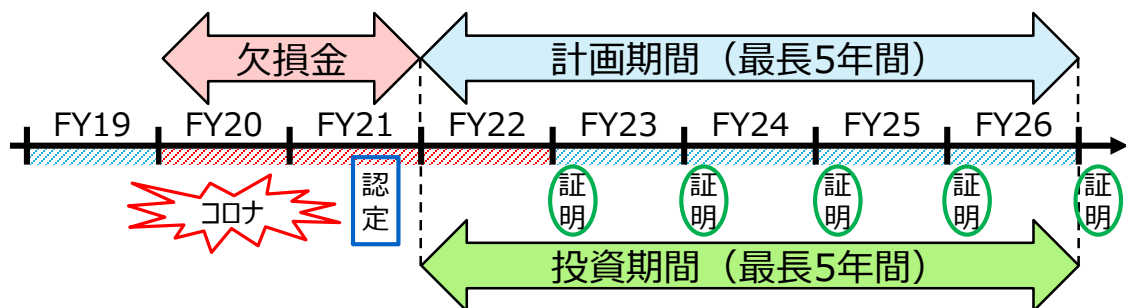
【例①】2020年度及び2021年度に欠損金が生じ、2022年度から開始する計画が2021年度に認定された場合。



【例②】2020年度及び2021年度に欠損金が生じ、2021年度から開始する計画が2021年度に認定された場合。



【例③】2020年度から2022年度の期間で欠損金が生じ、2022年度から開始する計画が2021年度に認定された場合。

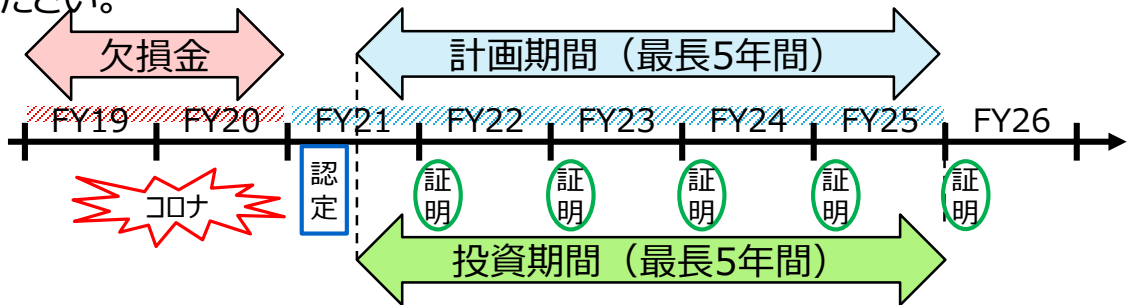


第1章 対象・税制メリット 期間の考え方 (3/3)

本税制における各期間の考え方について、具体的な典型パターンを例示しておりますのでご確認ください。

※3月決算の企業を想定した例となります。

【例④】2019年度（※）及び2020年度に欠損金が生じ、2021年度から開始する計画が2021年度に認定された場合。
※一定の定性・定量要件を満たす必要があります。P14をご参照ください。



第1章 対象・税制メリット 申請主体の考え方

本税制を利用する際の事業適応計画の申請主体は、青色申告書を提出する納税主体の法人及び事業適応計画に従って成長発展事業適応に係る投資を行う法人となります。

【単体納税法人の場合】

- 青色申告書を提出し、成長発展事業適応に係る投資を行う法人が申請主体

【単体納税法人以外の場合】

- 連結親法人及び成長発展事業適応に係る投資を行う当該連結親法人の連結子法人が申請主体

(注) 連結納税法人の場合、欠損金が生じている個々の子会社を全て申請主体とする必要はありません。

第2章 要件

要件概要 (1/2)

本税制利用にあたっての主たる要件等は、以下の通りです。

産業競争力強化法 施行規則

- 事業適応計画の実施期間は、5年以内とすること。
- 証明書の発行申請は、計画期間内の日が属する各事業年度の終了から1ヵ月以内にする。

産業競争力強化法 施行規則 (様式)

- 特例事業年度及び当該事業年度を特例対象とする該当性に関する説明を記載すること。
- 特例対象投資の投資期間は、計画開始日（法施行日を含む事業年度は当該事業年度の開始の日から起算も可）から最長5年間とすること。

告示（繰越欠損金に関する課税の特例）

- 事業適応計画の申請の日を含む事業年度の前事業年度を基準として、計画期間終了時にROA5%ポイントもしくはEBITDAマージン5%ポイント向上を目標とする計画であること。

第2章 要件

要件概要 (2/2)

本税制利用にあたっての主たる要件は、以下の通りです。

告示 (実施指針)

- 財務内容の健全性が向上すること（有利子負債/CF \leq 10、経常収入 $>$ 経常支出）。
- 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書等）。
- 事業の成長発展を図るために、前向きな取組※1を行うこと。
- 事業の成長発展を図るために、投資※2を行うこと。

※1 次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること。

- (1) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高のパーセント以上となることが見込まれるものであること。
- (2) 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。
- (3) 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

※2 次に掲げるいずれかの投資を行うものであること。

- (1) 研究開発投資、(2) 固定資産投資（有形・無形）、
- (3) 企業の合併、買収その他戦略的取組への出資、(4) 人的投資、
- (5) 構造改革投資

第2章 要件 特例事業年度（定性）

特例事業年度は、①新型コロナウイルス感染症による外部環境の変化によって、②事業活動に影響が生じたことで、③企業収益が悪化し欠損が生じた又は生じる見込みの事業年度です。特例事業年度として認定された期間（最大2事業年度）に発生した欠損について、本税制の特例で最大100%まで控除が可能となります。

例えば、以下ケースAは特例事業年度として認められますが、ケースBは特例事業年度とすることはできません。

ケースA→適用可（○）

新型コロナウイルス感染拡大の影響による主力取扱商品の市場価格の急落により、在庫評価減による大規模損失という影響が生じ、需要減退も重なった結果、巨額の赤字を計上。当該年度を特例事業年度とする。

①コロナによる外部環境の変化（市場価格急落・製品需要減少） / ②事業活動への影響（在庫評価損や売上減少） / ③その結果としての赤字発生、を全て確認することができるため、当該事業年度を特例事業年度とすることが可能

ケースB→適用不可（×）

(A) 本業は好調で営業利益は黒字を確保したものの、コロナの影響を受け、保有していた有価証券の評価額が大幅下落。損切を実施した結果、特別損失が発生し通期赤字着地となった。

②コロナによる事業活動への影響が確認できず。当該事業年度を特例事業年度とすることは不可

(B) 事業活動や企業収益の悪化に対するコロナの影響が明らかでなく、事業規模適正化に向けた固定資産の大規模減損損失により赤字計上。なお、この企業では不祥事による取引先との関係悪化も生じている。

①コロナによる外部環境の変化が確認できず。②コロナによる事業活動への影響が確認できず。当該事業年度を特例事業年度とすることは不可

第2章 要件

特例事業年度（原則期間）

特例事業年度は、原則として、令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年4月1日までの期間内の日を含む事業年度のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じた又は生じる予定の、1又は2の事業年度です。

特例事業年度 原則の例（3月末決算の場合）

	↓ 2020/4/1を含む年度	↓ 2021/4/1を含む年度
2019/4/1 ~ 2020/3/31	2020/4/1 ~ 2021/3/31	2021/4/1 ~ 2022/3/31
2019年度	2020年度 (コロナ欠損)	2021年度 (コロナ欠損)

} 特例事業年度

特例事業年度 原則の例（4月末決算の場合）

↓ 2020/4/1を含む年度	↓ 2021/4/1を含む年度	
2019/5/1 ~ 2020/4/30	2020/5/1 ~ 2021/4/30	2021/5/1 ~ 2022/4/30
2019年度 (コロナ欠損)	2020年度 (コロナ欠損)	2021年度

} 特例事業年度

特例事業年度 原則の例（12月末決算の場合）

	↓ 2020/4/1を含む年度	↓ 2021/4/1を含む年度
2019/1/1 ~ 2019/12/31	2020/1/1 ~ 2020/12/31	2021/1/1 ~ 2021/12/31
2019年度	2020年度 (コロナ欠損)	2021年度 (コロナ欠損)

} 特例事業年度

第2章 要件

特例事業年度（例外期間/定量）（1/2）

例外として、令和2年2月1日から令和2年3月31日までの期間内の日に終了する事業年度及びその翌年度を含む事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じている場合は、各類型に応じ、各基準に適合する旨を示す具体的な指標とともに当該事業年度及び新型コロナウイルス感染症の影響の内容を記載することができます。

類型1

金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（以下「四半期報告書」という。）を提出した事業者

令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度について、次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 令和2年1月31日以前に最後に終了した報告期間の終了日までの累積した親会社株主に帰属する当期純損益 > 0 、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（※1） < 0 。

ロ 令和2年2月1日から当該事業年度（※2）の終了日までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

類型2

金融商品取引法第24条の5第1項に規定する半期報告書（以下「半期報告書」という。）を提出した事業者

令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度について、次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 報告期間の終了日が令和2年1月31日以前である報告期間の親会社株主に帰属する当期純損益 > 0 、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（※1） < 0

ロ 令和2年2月1日から当該事業年度（※2）の終了日までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

（※1）令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計

（※2）令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了する事業年度

第2章 要件

特例事業年度（例外期間/定量）（2/2）

（再掲）例外として、令和2年2月1日から令和2年3月31日までの期間内の日に終了する事業年度及びその翌年度を含む事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じている場合は、各類型に応じ、各基準に適合する旨を示す具体的な指標とともに当該事業年度及び新型コロナウイルス感染症の影響の内容を記載することができます。

類型3

類型①及び②のいずれにも該当しない事業者であって、金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出した事業者

令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度及び同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度について、次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益 > 0 、かつ、同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（※1） < 0

ロ 令和2年2月1日から同日を含む事業年度の終了日（※2）までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

類型4

類型①から③までのいずれにも該当しない事業者

令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度及び同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度について、次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度の当期純損益 > 0 、かつ、同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度の当期純損益（※1） < 0

ロ 令和2年2月1日から同日を含む事業年度の終了日（※2）までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

（※1）令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計

（※2）令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了した事業年度の終了日

第2章 要件 特例対象投資

特例対象投資は、①事業適応計画を実施するために必要であって、②新商品・サービスの開発、新生産方式の導入、商品又はサービスの新販売方式・新提供方式の導入のいずれかの取組（P10参照）に資する、③研究開発投資、固定資産投資（有形・無形）、企業の合併・買収その他戦略的取組への出資、人的投資、構造改革投資に該当する投資です。

<注意点>

既存の老朽設備を入れ替える等の単純な維持更新投資や純投資は対象外。

例えば、以下ケースAは特例対象投資となりますが、ケースBは特例対象投資とはなりません。

ケースA→適用可（○）

飲食チェーンを営む企業が、コロナ禍で業績悪化。対面前提の営業形態から脱却すべく、カメラとAIで客が手にした商品を判別・自動精算する無人店舗技術を持つ企業に出資。3年後の実現を目指し、完全非対面・非接触とする店舗開発のための研究開発投資を進め、中食機能を拡充、将来の収益の柱とする計画。

①コロナ禍を踏まえた事業適応を通じ、ROA等将来の生産性の向上に繋がること、②新サービスの開発に資すること、③研究開発投資、戦略的取組への出資等、投資類型に該当することを全て確認することができるため、左記一連投資を特例対象投資とすることが可能。

ケースB→適用不可（×）

(A) インフラ関連事業者（エネルギー、鉄道、航空等）が、インフラ設備（導管・レール等）の老朽化を踏まえて、それら設備の保守工事や定期交換を実施。

事業上、重要な投資ではあるが、本制度においては、単純な維持更新投資となるため対象外。具体的には、②新商品・サービス開発やサービスの新提供方式の導入等の、本制度における前向きな取組に資するものとは確認できないこと等から、左記投資は特例対象投資とはならない。

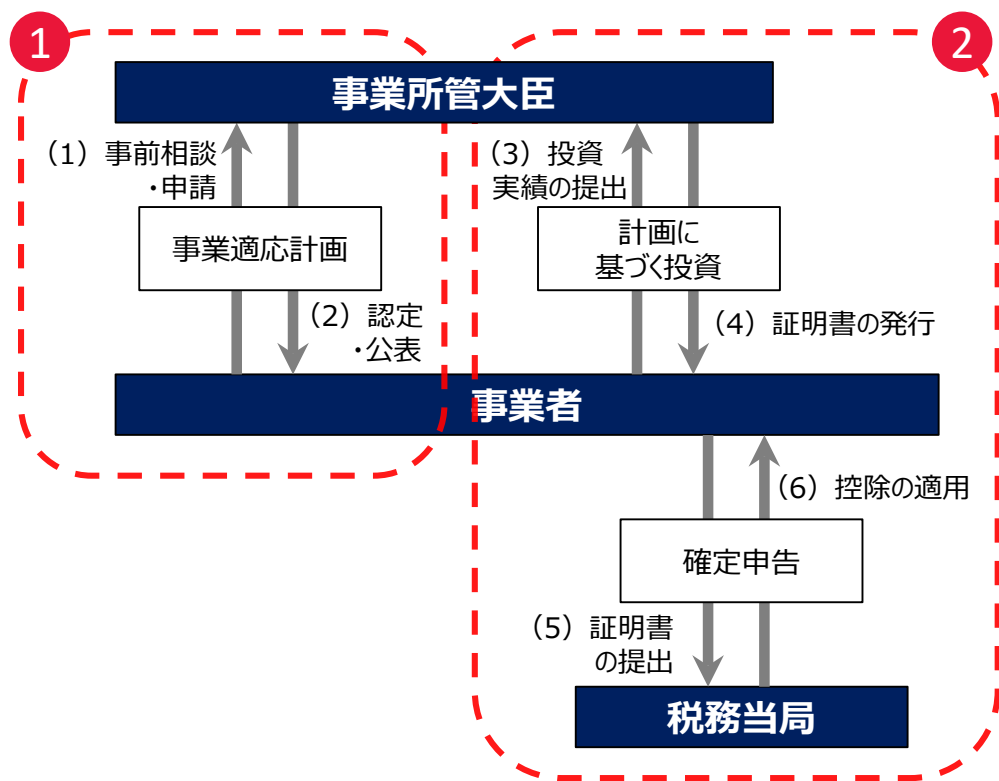
(B) 手元資金の投資先としてファンドへ多額の資金を投下。ファンドの投資先が将来的なビジネスパートナーとなる可能性もあり、また投資先からの配当金などによる投下資金の回収見込みも高いと考えている。

①事業適応の対象となる当該事業者の事業との関係性が認められないため、こうした純投資は特例対象投資とはならない。

第3章 手続 概要

本税制の対象法人は、大きく①事業適応計画の認定のための手続き、②税制の適用を受けるための手続きを行うことで、税制措置を受けることができます。認定希望日から2カ月程度前までに、事業を所管している省庁への事前相談が必要となります。

手続き概要



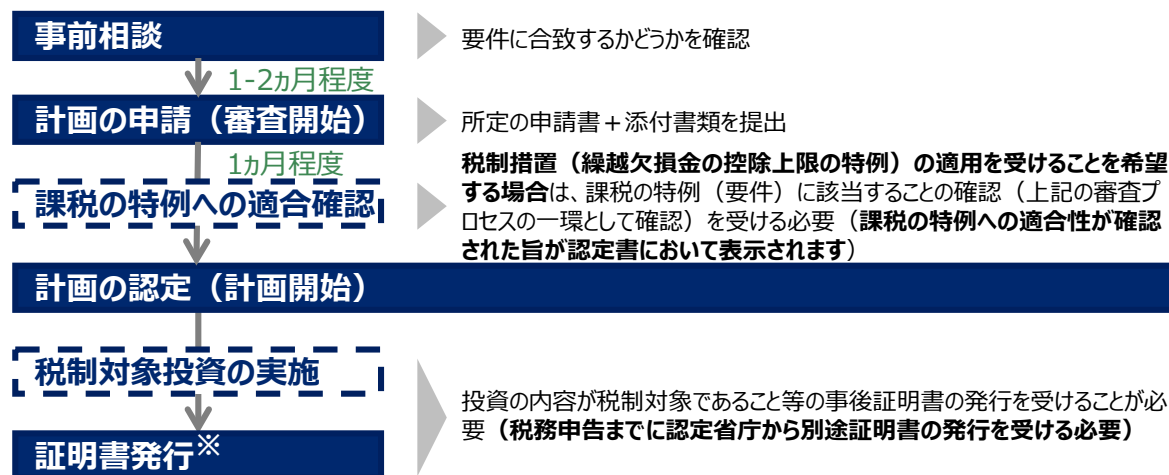
- (1) 事業者は事業適応計画を策定し、事業の所管省庁に申請。
- (2) 所管省庁が審査の上、事業所管大臣が認定。(計画は公表)
- (3) 事業者は所管省庁に対し、計画に基づく投資を行った事業年度の終了日から1カ月以内に投資実績を提出。
- (4) 事業者は所管省庁より証明書の発行を受ける。
- (5) 事業者は税務申告時に証明書を合わせて提出。

第3章 手続 スケジュール

(再掲)

本税制の対象法人は、大きく①事業適応計画の認定のための手続き、②税制の適用を受けるための手続きを行うことで、税制措置を受けることができます。認定希望日から2カ月程度前までに、事業を所管している省庁への事前相談が必要となります。

スケジュール (目安)



上記スケジュールはあくまで目安であり、計画内容・希望する支援措置により前後します。

<注意点>

- ※ ① 証明書発行の申請から証明書の発行まで1カ月程度かかりますので、いつまでに証明書が必要か確認の上、申請を行うようにしてください。
- ② 証明書の発行は、計画期間が属する事業年度の終了日から1カ月以内に申請が必要
- ③ 前年度以外の投資を証明することはできませんので、対象投資がない場合を除き毎年年度証明書の発行が必要となります。

例えば、3月末決算で、申請期間が終了する4月末に申請した場合、証明書の発行は5月末が目処になりますので、ご注意ください。

第4章 FAQ (1/5)

① 対象・税制
リット

② 要件

③ 手続

④ FAQ

概要

Q1：繰越欠損金の控除上限の特例の適用を受けるためには何をすればよいですか。

A：まず、事業適応計画の認定申請書と併せて、成長発展事業適応に係る確認申請書を提出いただき、認定・確認を受けていただく必要があります。その後、毎事業年度ごとに認定事業適応計画への適合証明申請書を提出いただき、証明書が発行された場合に本税制の適用を受けることが可能です。

Q2：本税制の対象となる事業者には制限はありますか。

A：事業適応計画の申請主体には特別の制限はございませんが、欠損金の繰越控除は、中小法人等（注）については現行制度上も100%控除できることとなっており、本税制の対象外となりますので留意ください。（国税局HP参照
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5762.htm>）

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、法人でその役員のうち暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者については、本計画の認定の対象外となります。

（注）中小法人等とは、①普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（100%子法人等を除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等をいいます。

第4章 FAQ (2/5)

① 対象・税制
リスト

② 要件

③ 手続

④ FAQ

概要

Q3：本税制の適用を受けるための申請に締め切りはありますか。また、施行日から1年を超えた時点で申請及び認定は拒否されるのですか。

A：本税制の適用を受けるためには、産業競争力強化法の施行日から1年を経過する日までの間に計画を開始する必要がありますので、それ以前に認定を受ける必要があります。

事業適応計画の認定は、基本的には正式申請から1ヵ月以内に行うこととされていますが、事前相談に約2ヵ月程度かかることが予想されますので、お早めにご相談いただくことをお勧めいたします。

施行日から1年を超過した場合、本税制の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

Q4：ホールディングスで複数業種の事業子会社がある場合、いずれの所管省庁に申請すればよいですか。

A：基本的には、事業適応を実施する主要な業種を確定し、その業種の所管省庁に提出いただきます。

Q5：連結納税法人の場合、申請者は連結親法人のみでよいですか。

A：連結納税法人の場合、申請主体は、連結親法人（納税主体）及び事業適応実施法人（投資を実施する主体）となります。

Q6：外国法人も対象となり得ますか。

A：法令上、特に外国法人について対象外とはしていません。青色申告をしている法人であり、成長発展事業適応計画の認定要件を満たす場合は対象となり得ます。

第4章 FAQ (3/5)

① 対象・税制
リスト

② 要件

③ 手続

④ FAQ

要件

Q7：本税制を利用するための生産性向上に関する基準とは何ですか。

A：事業適応計画の申請の日を含む事業年度の前年度を基準年度とし、計画終了時期を含む事業年度を目標年度として、基準年度から目標年度までに次のいずれかの基準を満たす必要があります。

- ①ROA 5%ポイント向上
- ②EBITDAマージン 5%ポイント向上

【計算方法】

- ①ROA = 営業利益/総資産×100
- ②EBITDAマージン = (営業利益+減価償却費) /売上高×100

Q8：本税制を利用するための生産性向上に関する要件は、ROA・EBITDAマージン以外に数値要件はありますか。

A：本税制の適用を受けるための成長発展事業適応の確認に必要な生産性向上に関する要件は、ROA5%ポイント上昇又はEBITDA5%ポイント上昇の2つのみとなります。

Q9：生産性向上に関する要件の起算時期はいつですか。

A：本税制の適用を受けるための成長発展事業適応の確認に必要な生産性向上に関する要件は、当該事業適応計画の申請の日を含む事業年度の前年度の数値が起算となります。

Q10：事業適応計画の実施期間はいつからいつまでですか。

A：事業適応計画は最長5年間の計画を提出いただくこととなります。なお、本税制の適用を受けるためには、産業競争力強化法の施行の日から1年以内に計画を開始することが条件となりますのでご注意ください。なお、計画の開始時期は認定が見込まれる時期以降となりますので、申請時期以前の期日とすることはできません。

第4章 FAQ (4/5)

① 対象・税制メ
リット

② 要件

③ 手続

④ FAQ

期間

Q11：5年間の計画が立てられない場合、特例期間はどのようになりますか

A：本税制は、事業適応計画の期間内において適用されます。例えば、3年間の事業適応計画の認定を受けた場合は、本税制の適用期間も3年間になります。

Q12：複数事業者（関係事業者、外国関係法人を含む）が共同で申請する場合、事業者間で決算期がズれている場合は、どのようにすればよいですか。

A：実態に応じてケースバイケースで判断しますので、申請先の所管省庁にご相談ください

Q13：令和3年度に認定を受け、計画を開始する場合、当該年度の投資は事業年度開始時から計上することは可能ですか。

A：計画開始以降の投資を計上することが原則となりますが、例外として、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日が属する事業年度については、当該事業年度の投資は事業年度開始時又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）の公布日（令和3年3月31日）のいずれか遅い方から計上することが可能です。（ただし、それらの投資は特例対象投資の要件に合致するものである必要があります。）

例えば、3月決算法人の場合、産業競争力強化法が令和3年度に施行され、同年度に認定を受け計画を開始する場合には、令和3年度の事業年度開始時から計上いただけます。

Q14：令和4年度に認定を受けた場合、当該年度の投資は事業年度開始時から計上することは可能ですか。

A：産業競争力強化法の施行の日を含む事業年度の翌事業年度以降に認定を受けた場合は、事業年度の開始時ではなく、事業適応計画の開始時から投資を計上することとなります。

第4章 FAQ (5/5)

① 対象・税制
リット

② 要件

③ 手続

⑤ FAQ

証明書発行	Q15：投資額の繰越はできますか。
	A：対象期間内に行った投資金額は、翌事業年度以降に繰越が可能です。
現行の繰越欠損金制度との関係	Q16：課税所得の0～50%までに充てられる欠損金額については、現行の制度と同様に過去に生じた欠損金額から順次控除されるのですか。
	A：課税所得の0～50%までに充てられる欠損金額については、現行の制度と同様に過去に生じた欠損金額から順次控除されます。
	Q17：計画期間内に特例事業年度の欠損金額が控除しきれなかった場合、現行で手当てされている課税所得の50%までの欠損金額の繰越控除については、引き続き控除可能ですか。
	A：計画期間終了後は、従来の制度に従い、課税所得の50%を超えない範囲で、当該欠損金額の発生から10年間控除が可能となります。
その他	Q18：特例事業年度前の欠損金残額がある場合も利用可能ですか。
	A：特例事業年度前の事業年度における欠損金の残高がある場合も本制度を利用いただくことは可能です。
	Q19：他の税制との重複適用は可能ですか。（ex. DX投資促進税制やCN投資促進税制の対象となる投資の額も含まれ得ますか。）
	A：他の税制との重複適用を妨げるものではありません。（特例対象投資の要件に合致するものであれば、DX投資促進税制等の対象投資も特例対象投資の額としてカウントすることは可能。）
	Q20：補助金との併用は可能ですか。
	A：他の補助金との併用を妨げるものではありません。

◀ 照会先 ▶

本税制（「繰越欠損金の控除上限」の特例）の制度全般に関する照会は経済産業省産業創造課までお問い合わせください。
他方で、事業適応計画の認定は、事業を所管している省庁が行いますので、具体的な計画申請についてのご相談は計画の対象となる事業を所管している省庁までご連絡ください。

「繰越欠損金の控除上限」の特例 制度窓口

経済産業省 産業創造課
（直通）03-3501-1560

「繰越欠損金の控除上限」の特例 計画申請窓口

計画の対象となる事業を所管している省庁
各省の連絡先は以下リンク先の「計画認定の各省窓口」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/zentaishiryō.pdf